

別紙様式1-1(補助金)

提出先 群馬県

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 処遇改善計画書(兼補助金交付申請書)

1 基本情報

フリガナ	タクミカブシキガイシャ		
法人名	たくみ株式会社		
法人所在地	〒 370-0006 群馬県高崎市問屋町一丁目6番地4		
フリガナ	イシダ ユタカ		
書類作成担当者	石田 裕		
連絡先	電話番号	027-370-1981	E-mail honsya@takumikk.co.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)【交付申請額】	3,354,216	円	← ○
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	4,824,326	円	← ○
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i)介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	1,677,108	円	(143.10) % ← ○
ii)賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	2,400,000	円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	2,400,000	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	2,100,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	2,100,000	円	(100.00) %
(一月あたり 1,050,000 円)			
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	300,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	300,000	円	(100.00) %
(一月あたり 150,000 円)			

【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 - I 補助金による賃金改善の見込額(上記2②)が補助金による収入額(補助金の見込額、上記2①)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← ○
---	-------------------------------------	-----

【記入上の注意】

- 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、事業の継続のために結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を国実施要綱の別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	基本給	決まって毎月支払われる手当(新設)	✓	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)
	上記以外 (必ず選択)	✓	手当(新設)	手当(既存の増額)	賞与
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)					
就業規則の見直し		✓	賃金規程の見直し	その他	()
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。					
②具体的な取組内容	指定介護保険事業所の正職員(就業規則第2条3項(1)(2))に対し、介護職員は介護加算手当を6,000円増額し、その他の職員は介護加算手当3,000円新設。 当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は、賃金改善に含まれます。				
	✓	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情		
③ベースアップの実施予定	✓	実施しない			

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

✓ 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る群馬県国民健康保険団体連合会から群馬県への支払口座情報の提供に同意します。(債権譲渡口座を除きます。)

✓ 計画書2①に記載の介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)について、交付申請します。

✓ 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 4 月 11 日	法人名 たくみ株式会社
代表者 職名 代表取締役	氏名 信澤 真由美

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

1 基本情報入力シートについて	<input checked="" type="checkbox"/>
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	<input checked="" type="checkbox"/>
2 賃金改善計画について	<input checked="" type="checkbox"/>
② 賃金改善の見込額が介護職員処遇改善支援補助金の見込額以上となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が補助金の見込額(令和6年4・5月分)の2／3以上となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	<input checked="" type="checkbox"/>
処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	<input checked="" type="checkbox"/>
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
5 要件を満たすことの確認等	<input checked="" type="checkbox"/>
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙様式1-2(補助金)	<input checked="" type="checkbox"/>
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	<input checked="" type="checkbox"/>
今回県に振込先として届け出る法人名義口座情報と一致する国保連口座について、2つ以上選択されていない	<input checked="" type="checkbox"/>

別紙様式1-2(補助金)

介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

法人口名
たぐみ株式会社

介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円](e)

3,354,216

うち、令和6年4・5月分の補助金額(見込額)の合計[円](f)

1,677,108

【記入上の注意】

・処遇改善支援補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる資金改善等の要件を満たしていればありますこと。

・事業所の数が多く、「法人」登録されない場合は、直ち、行を追加すること。

・介護報酬アドバイザーリング等の費用の算出方法を利用、介護給付費等の算出方法を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。

・介護報酬アドバイザーリング原則として、本計画書提出の際に併せて算出する法人名義口座(-一つに、県ごと、法人ごとに振り込まれる(事業所単位では振り込まれない))。

・今回届け出る法人名義口座とは異なる口座とすること。

・県に届け出る法人名義口座に対する口座がある場合は、その事業所の一つについて、②の列に「○」を付けること。

提出先 群馬県

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所所在地	事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の算定有無 (令和6年4月から算定見込みまである場合)	月あたり介護報酬単位数 [単位](a) (b×c)	1単位あたりの単価 [円](b) (c)	支払率 %	支払対象期間(d) (a×b×c×d)	介護職員処遇改善支援補助金の累積支払額(f) 〔円〕 (e×1/2)	①債権譲渡 の有無 (金)(f) (g)	②今回事業に 係り支払は ておらずも 金(金)(f) の全(金)(f) に支払して いる口座が 一致するもの (参考)
1	1072204085	群馬県	川場村	川場たやの家デイサービスセンター	通所介護	○	461,247	10.00	0.7%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	129,448	—	
2	1072201047	群馬県	吉岡町	介護付き有料老人ホーム 吉岡町	(介護予防)特定施設入居者生活介護	○	388,093	10.00	0.6%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	124,188	—	
3	1072202025	群馬県	吉岡町	グループホーム吉岡町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	○	552,086	10.00	1.2%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	276,684	—	
4	1070802020	群馬県	洪川市	グループホームベルジ洪川	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	○	784,438	10.14	1.3%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	403,072	—	
5	1070101439	群馬県	前橋市	グループホームベルジ前橋	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	○	761,521	10.14	1.3%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	401,532	—	
6	1070201841	群馬県	高崎市	介護予防有料老人ホームベルジ高崎	(介護予防)特定施設入居者生活介護	○	1,401,512	10.27	0.5%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	460,592	—	
7	1070202286	群馬県	高崎市	ショートステイベルジ高崎	(介護予防)短期入所生活介護	○	331,503	10.33	0.8%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	123,276	—	
8	1070201965	群馬県	高崎市	デイサービスセンターべルジ高崎	通所介護	○	674,045	10.27	0.7%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	193,628	—	
9	1070203169	群馬県	高崎市	デイサービスセンターべんじん	通所介護	○	422,725	10.27	0.7%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	121,556	—	
10	1070204431	群馬県	高崎市	ショートステイ湯治場	(介護予防)短期入所生活介護	○	1,190,812	10.33	0.8%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	442,636	—	
11	1070204449	群馬県	高崎市	デイサービス温泉の里	通所介護	○	1,202,158	10.27	0.7%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	345,692	—	
12	1090200864	群馬県	高崎市	アムールフルリーリングケア	定期巡回・随時対応訪問介護看護	○	683,418	10.42	1.2%	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	331,812	165,906	
13						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	
14						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	
15						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	
16						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	
17						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	
18						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	
19						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	
20						—		10.00	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)		—	—	